

平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書募集要領

1 総 則

平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容は、別添「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで。

4 予算額

業務の予算額は7,087千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。なお、採択1件あたりの予算額は約708千円である。

また、上記委託金額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 参加資格

- （1）都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」の研究代表者であること。
- （2）国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- （3）本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6 企画競争説明書に対する質問受付及び回答

（1）受付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 担当：神垣、杉本

TEL 03-5253-1111（内線2914）

FAX 03-3507-9064

（2）受付期間

平成29年5月24日（水）までの10:00～18:00

（3）受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

（4）回答

平成29年5月26日（金）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

仕様書に基づいた研究計画書を（別紙1）に従って作成する。

- ① 平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業」研究計画書
- ② 合同輸血療法委員会設置要綱等
- ③ すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの
- ④ 暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成29年6月9日（金）18時（必着）

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6（1）に同じ

③ 提出部数

各5部

④ 提出方法

郵送とする。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者当たり1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

カ 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ （1）④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

8 評価の実施

- (1) 「平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した10者を選定し、契約候補者とする。選定にあたっては、評価事項のうち、①血液製剤適正使用推進体制と②血液製剤使用事業計画が高評価の5者程度と、③血液製剤適正使用推進体制・血液使用事業の発展性が高評価の5者程度とし、両者は重複して選定されないものとする。その際、必要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。

- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 その他

- (1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 詳細については仕様書に従うものとする。

別紙 1

平成 2 9 年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

住 所 〒
所属機関
フリカゝナ
研究代表者 氏 名
TEL・FAX
E-mail

平成 2 9 年度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名：

2. 経理事務担当者の氏名及び連絡先（所属機関、TEL・FAX・E-mail）：

氏 名 所属機関
TEL FAX
E-mail

3. 合同輸血療法委員会組織（現時点では参加予定でも可）

①研究者名	②分担する研究項目	③所属機関及び 現 在 の 専 門 (研究実施場所)	④所属機関 における 職名

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

誓 約 書

私 ○○合同輸血療法委員会 <代表者名>は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所

○○合同輸血療法委員会 <代表者名>

生年月日

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書

1 事業実施の趣旨

血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進し、以て血液製剤の安全性の確保・国内需給の推進に資する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図り、かつ、合同輸血委員会の充実強化による適正使用の推進を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。

2 事業委託内容

次に掲げる事業を行うものとする

- (1) 当該都道府県における医療機関の輸血療法委員会設置状況や効果的な血液製剤使用適正化への取組等の把握
- (2) 上記(1)の把握を踏まえた組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組
- (3) 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動

3 事業実施期間（事業契約期間）

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

4 事業委託予定額（限度額）

7,087 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、採択1件あたりの予算額は約708千円である。

上記事業委託予定額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 その他（応募にあたっての留意事項）

(1) 研究の組織について

本事業の実施にあたっては、研究代表者を定めるとともに、「合同輸血療法委員会設置要綱」を定める等、委員会組織の枠組みを明確にすること。

(2) 委託費の管理及び経理について

研究代表者は、その責のもと委託費の管理及び経理を行うとともに、厚生労働省医薬・生活衛生局長と委託契約書を交わすものとする。

また、本委託費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。

なお、予算項目等については別紙のとおりとする。

- (3) 平成30年4月4日（水）までに事業実績報告書、平成30年4月25日（水）までに研究報告書（紙媒体10部、電子媒体）及びわかりやすい成果の概要図（スライド1枚程度、電子媒体）を提出する。

なお、これらの提出物は、ホームページ等にて公開することがある。

平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業委託費予算項目一覧

(1) 諸謝金

血液製剤使用適正化方策調査研究事業の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金（調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金）

※本研究事業に従事する者に対する報酬及び謝金ではないことに注意。

(2) 旅費

調査、検査、指導、研修、各種委員会等の出席のために支給する旅費

(3) 消耗品費

- ① 各種事務用品（コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等）の対価
- ② 事業用消耗品及び消耗材料の対価
事業用（試験、研究、検査、検定、実験、実習等）、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の対価
新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書（備品費として整理するものを除く）の対価
その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの対価
- ③ 飼育動物の飼料の対価

(4) 印刷製本費

- ① 図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代（用紙代含む）
- ② 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代

(5) 通信運搬費

- ① 郵便料、電話料及びデータ通信料等（電信電話架設料、電話加入料等を含む）
- ② 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃等

(6) 借料及び損料

器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、車両等の借り上げ等

(7) 会議費

会議用のお茶等の対価

平成29年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等

評価基準

- (1)各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2)評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3)評価事項として、以下の事項の評価を行う。
 - ①血液製剤適正使用推進体制
代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の枠組み、運営の効率性
 - ②血液製剤使用事業計画
今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の活用可能性、近隣都道府県・ブロックへの取組の啓発
 - ③血液製剤適正使用推進体制・血液製剤使用事業の発展性
現状の事業体制についての問題点の現状分析と策定された改善案の妥当性、改善の数値目標の設定、設定された数値目標における改善の大きさ、その実現可能性等
※問題点の分析や改善案の策定にあたっては、血液対策課長通知「血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の揭示について」(薬食血発第0606001 平成17年6月6日)等を参考
- (4)評価は、申請された書類等を評価委員に送付したうえで、別添の評価票に沿って評点を付けることにより行うこととする。
- (5)医薬・生活衛生局長は、評価結果を個々の申請者に通知する。なお、原則として評価の内容等を申請者に通知するものとする。

平成29年度 血液製剤使用適正化方策 調査研究事業

採択

N o	委員会名・研究代表者	研究課題名
1	青森県合同輸血療法委員会・北澤 淳一	輸血療法の質を向上するための地域連携を基盤としたテラーメイドサポートシステムの構築
2	秋田県合同輸血療法委員会・面川 進	Bloodless Medicineの実践を目指した各医療機関における院内監査の推進と若手医師の教育
3	山形県合同輸血療法委員会・大本 英次郎	輸血医療における地域連携に向けた新たな取り組み
4	埼玉県合同輸血療法委員会・池淵 研二	赤血球輸血に関わる適正使用調査の後方視的研究
5	茨城県合同輸血療法委員会・大越 靖	茨城県における血液製剤使用適正化の推進
6	新潟県合同輸血療法委員会・関 義信	新潟県合同輸血療法委員会による地域ミーティングの再開・強化と中小施設を含めた基本的ルール の遵守徹底のための方策研究
7	兵庫県合同輸血療法委員会・藤盛 好啓	兵庫県内の無床診療所における輸血療法の標準化と血液製剤適正使用の推進
8	広島県合同輸血療法委員会・藤井 輝久	県内の新鮮凍結血漿使用適正化を見据えた使用状況と患者予後の検証
9	福岡県合同輸血療法委員会・熊川 みどり	地域ネットワーク内での輸血研修会開催および行政機関と協力しての指針の啓発強化
10	大分県合同輸血療法委員会・緒方 正男	血液製剤使用適正化のための支援及び看護師ワーキンググループの立ち上げについて